

技 第 942 号
令和 6年 2月28日

和歌山県建設業協会 会長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課長
(公 印 省 略)

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術単価の改訂について

公共工事及び委託業務の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について、国土交通省が発表した「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」等に基づき、令和6年3月1日から改訂します。

貴協会会員に対し周知方お願いします。

○公共工事設計労務単価について

- ・全職種単純平均で前年度比6.5%引き上げ(和歌山県単価)(別紙1参照)
- ・平成25年度の改訂から12年連続の引き上げ

○設計業務委託等技術者単価について

- ・全職種単純平均で前年度比5.5%引き上げ(全国共通単価)(別紙2参照)
- ・平成25年度の改訂から12年連続の引き上げ

～関連する措置～

・公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

令和6年3月1日以降に契約を行う工事及び委託業務(測量、調査及び設計等)のうち、旧単価を用いて予定価格を積算しているものについて、新単価に基づき変更契約できることとします。

・賃金等の変動に対し、インフレスライド条項を適用【工事のみ】

賃金等の急激な変動に対処するため、残工期が2ヶ月以上あるものについて、残工事の請負代金に対し、旧単価に基づく契約を新単価に基づき変更契約できることとします。

(ただし、残工事の請負代金の1%に相当する金額を超える額とする。)

担当
技術調査課 技術基準班
TEL 073-441-3083 内線 3083
メール e0811002@pref.wakayama.lg.jp